

医政発 0331 第 75 号  
令和 8 年 3 月 31 日

各 { 都道府県知事  
保健所設置市長  
特別区長 } 殿

厚生労働省医政局長  
( 公 印 省 略 )

医療法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令の施行（医師少数区域等関係）等について（通知）

医師少数区域等での勤務経験を求める管理者要件に関しては、今般、医療法等の一部を改正する法律（令和 7 年法律第 87 号）の一部の施行に伴い、医療法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令（令和 8 年厚生労働省令第 28 号。以下「改正省令」という。）が令和 8 年 3 月 19 日に公布され、令和 8 年 4 月 1 日付けで施行することとされているところ、この改正の趣旨及び概要等は下記のとおりである。

また、上記改正に基づき、下記 4 のとおり、関連の通知についても一部を改正することとした。

貴職におかれては、十分御了知の上、管内市区町村を始め、関係者、関係団体及び関係機関等に周知いただくようお願いする。

## 記

### 1 改正の趣旨

「医師偏在の是正に向けた総合的な対策パッケージ（令和 6 年 12 月 25 日）」において、医師確保等の地域への貢献が求められる医療機関においては、地域の状況等を踏まえながら、様々な機関等と連携して、地域全体の医療提供における役割を一層発揮する観点から、医師少数区域等での勤務経験を求める管理者要

件の対象医療機関の拡大及び地域医療対策協議会で認められた管理者に求められる幅広い経験等を管理者要件における医師少数区域等での勤務経験の期間に一部認めることとされた。

また、医師少数区域等での勤務経験期間についても、医師少数区域等での勤務をさらに促進し、地域における安定的な医療提供体制を確保する観点から、現行の「6か月以上」から「1年以上」に延長することとされた。

このため、「医師偏在の是正に向けた総合的な対策パッケージ」に基づき、規定の整備を行うもの。

## 2 改正省令の概要

### (1) 医師の確保を特に図るべき区域における経験を有する臨床研修等修了医師の認定等関係

医師の確保を特に図るべき区域における経験を有する臨床研修等修了医師（以下「医師少数区域経験認定医師」という。）の認定の要件のうち、医師の確保を図るべき区域において診療等に従事した期間について、現行の6か月以上の期間から、1年以上の期間に延長するほか、対象区域として、医療法等の一部を改正する法律による改正後の医療法（昭和23年法律第205号。以下「新法」という。）第30条の4第2項第11号イ(2)に規定する都道府県が重点的に医師の確保を図る必要がある区域として厚生労働大臣が定める基準を参酌して定める区域を追加する。（改正省令第1条による改正後の医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号。以下「新規則」という。）第1条の2関係）

### (2) 認定を受けた臨床研修等修了医師を管理者とする病院等関係

医師少数区域経験認定医師を管理者とする病院について、現行の地域医療支援病院に加え、新法第31条に規定する公的医療機関である病院、独立行政法人国立病院機構の開設する病院、独立行政法人地域医療機能推進機構の開設する病院及び独立行政法人労働者健康安全機構の開設する病院を追加する。

また、上記病院が、臨床研修等修了医師であって医師少数区域経験認定医師でないものを管理者とすることができる場合として、6か月以上医師少数区域等で勤務（医師少数区域等での勤務に係る6か月以内の期間は、臨床研修の期間も含めることが可能。医師少数区域等以外の区域の臨床研修病院等で指導医として勤務している場合も6か月以内に限り含めることが可能。）かつ1年から当該機関勤務期間を引いた残りの期間、地域医療対策協議会において調整された医師派遣や、地域医療対策協議会で認められ

た管理者に求められる幅広い経験をした者として、都道府県知事が認めるものに病院を管理させる場合とする。(新規則第7条の2関係)

### 3 経過措置

新規則第1条の2第2項の規定は、令和8年10月1日以降に新法第5条の2第1項の申請をする者について適用する。

### 4 関連通知等の改正

2(1)及び(2)に関連して、別添のとおり、「医療法及び医師法の一部を改正する法律の施行について」(令和2年1月16日付け医政発0116第1号厚生労働省医政局長通知)を改正する。なお、同通知の別紙については別添に付すとおり変更する。

(添付資料)

- ・(別添) 医療法及び医師法の一部を改正する法律の施行について(令和2年1月16日付け医政発0116第1号厚生労働省医政局長通知) 関係資料

以上